

全 員 協 議 会 資 料
令 和 5 年 月 日

令和5年度の国民健康保険税の税率等の改定（案）
について

1 市が東京都に納める令和5年度国民健康保険事業費納付金

2,686,939,517 円

2 東京都から提示された東大和市の標準保険料率

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和5年度標準 保険料率	7.27%	43,531 円	2.65%	15,335 円	2.24%	16,411 円
現在の東大和市 の保険税率等	7.07%	35,400 円	2.35%	11,500 円	2.30%	13,600 円
現在の東大和市の 保険税率等との比較	0.20 ポイント	8,131 円	0.30 ポイント	3,835 円	▲0.06 ポイント	2,811 円

3 財政健全化計画に基づく国民健康保険税の改定率の考え方

市では、一般会計からの赤字補填の繰入金を、保険税急増の激変緩和措置のために国が設けた特例基金のある令和5年度までに解消することとし、医療費の適正化への取組等と合わせて国民健康保険税の税率等を見直す財政健全化計画を、平成30年3月に策定しました。

これに基づき国民健康保険税の税率等については、各年度の赤字補填の繰入額のうち特例基金が設けられている残期間で除した額分を解消する改定を行ってきました。

国民健康保険の広域化の初年度となります平成30年度については、一人当たり国民健康保険税改定率を**6.25%**の増改定とし、平成31年度については**6.08%**、令和2年度については**5.45%**、令和3年度については**5.18%**、令和4年度については**5.52%**の増改定を行っております。

4 令和5年度の国民健康保険税の改定率

東京都が示した令和5年度の国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)の額において、財政健全化計画に基づき算出した令和5年度に解消すべき赤字補填の繰入額は約3億6,360万円となります。これを保険税率の見直しによって全て賄う場合、保険税率の改定は一人当たり

20. 01%の増改定となります。

令和5年度は、国民健康保険事業運営基金（以下「基金」という。）を積極的に活用した対策を講じることにより、一人当たり国民健康保険税改定率を令和4年度と同率の**5. 52%**とします。

5 基金の活用

活用予定総額：約2億7, 730万円

（1）東京都国民健康保険事業費納付金の増加に対する補填【継続】

令和5年度の納付金は、近年の医療給付費の増加及び後期高齢者医療に対する支援金の増加による影響が反映されているものと考えられます。

令和5年度は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大により、被保険者数の更なる減少が見込まれており、納付金の増加による被保険者の負担増を抑制するため、基金で補填します。

活用予定額：約2億6, 330万円

（2）収入の減少が見込まれる世帯等に対する市独自の保険税の減免【継続】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年の収入の減少が見込まれる世帯等が、一定の条件※に該当した場合、保険税を減免します。

※令和4年度に実施している国からの財政支援による減免措置を参考とし、市独自の減免措置を含め、今後具体的な基準を定めます。

活用予定額：1, 000万円

（3）市独自多子世帯負担軽減施策【継続】

市が独自に実施しております多子世帯負担軽減施策（第3子以降について18歳を迎える年度まで被保険者均等割を無料化）を、一般財源により実施すると、その財源分は赤字補填繰入れの対象となることから、引き続き基金を財源として、市独自の多子世帯負担軽減施策を実施します。

活用予定額：400万円

6 生活困窮者に対する負担軽減施策の実施【新規】

(1) 保険税の減免

現行では、実収月額が生活保護基準額の1.05に相当する額の世帯を対象として保険税減免を実施していますが、対象を実収月額が生活保護基準額の1.21に相当する額の世帯に拡大し、著しく生活が困窮する世帯については、保険税を減免します。

(2) 医療機関窓口で支払う一部負担金の徴収猶予・減免

現行では、実収月額が生活保護基準額の1.05に相当する額の世帯を対象として窓口一部負担金の徴収猶予・減免を実施していますが、対象を実収月額が生活保護基準額の1.21に相当する額の世帯に拡大します。

該当する世帯の窓口一部負担金を市が立替えて、当該世帯への徴収を猶予し、また、著しく生活が困窮する世帯については、減免を行います。

7 被保険者均等割における配慮

低所得者層への配慮として、継続的に応益割(被保険者均等割)を抑制し、当分の間は被保険者均等割の総額が、標準保険料率の被保険者均等割の総額を上回らないようにします。

なお、被保険者均等割については、所得が一定基準以下の世帯を対象とした軽減制度があり、対象となる軽減判定所得は令和5年度に5割軽減、2割軽減が見直され、対象世帯が拡大される予定です。

・ 応能割(所得割) 62.6% : 応益割(被保険者均等割) 37.4%

・ 軽減判定所得の基準見直し(予定)

【5割軽減対象】

概要: 前年の世帯の総所得金額等「43万円+世帯人数×28.5万円」

見直し: 28.5万円→29万円

【2割軽減対象】

概要: 前年の世帯の総所得金額等「43万円+世帯人数×52万円」

見直し: 52万円→53.5万円

8 課税限度額の引き上げ

- ・現在の市の課税限度額 102万円
- ・国が令和5年度に予定している法定課税限度額 104万円

※課税限度額を法定課税限度額まで引き上げることで、保険税率が抑制され、主に中間所得者層の保険税負担が軽減されます。

9 国民健康保険税増加の抑制に向けた取組

(1) 保健事業等の継続的な取組による医療費の適正化

- ・継続的な健康診断の受診等による、生活習慣病等の早期発見・早期受診の大切さを訴求し、適正な医療受診を啓発します。
- ・糖尿病等重症化予防事業、低栄養防止等フレイル対策通知事業、慢性閉塞性肺疾患（COPD）啓発事業等の保健事業については、将来的な医療費の適正化に資するものとして積極的に取り組みます。
- ・ジェネリック医薬品利用差額通知事業、東大和市ロンドみんなの体育館との連携事業、お薬カレンダー、残薬バッグを継続します。

(2) 交付金の活用等

- ・保険者努力支援制度で得られる交付金を保険税増加の抑制に活用します。**【約3,471万円】**
- ・収納率を向上させる各種取組の成果によって見込める東京都の特別交付金等を保険税増加の抑制に活用します。**【約6,566万円】**
- ・保険税率改定の積算に使用する収納率については、引き続き現年分収納率の直近過去3年度の最高値（96.7%）を用いることで、保険税増加を抑制します。

10 東京都への要望

赤字補填繰入解消を積極的に推進する市町村への東京都独自の財政支援拡充や、国への財政支援等について、東京都市長会や東京都市国民健康保険協議会を通じ、繰り返し要望しております。また、市単独でも直接、東京都に対し同様の要望を行っております。

1 1 今後のスケジュール（予定）

1月31日 市国民健康保険運営協議会からの保険税率等の答申

【積算資料】

1 解消すべき赤字補填の繰入額

東京都国民健康保険運営方針では、解消すべき赤字補填の繰入額を、本来必要とされる保険税の負担抑制や葬祭費、出産育児一時金の保険給付における保険者負担分等のために、一般会計から法定外に繰入れる額と定義しています。東京都が算定した納付金額を踏まえ、現在の保険税率等にて令和5年度の予算を積算したところ、国民健康保険事業特別会計における不足額は約3億6,360万円となりましたが、基金を積極的に活用することによって、不足額は約1億30万円となりました。

(単位：千円)

令和5年度歳入見込		令和5年度歳出見込	
都からの交付金等の公費	5,939,994	保険給付	5,847,264
保険税（現年分）	1,817,061	納付金	2,686,942
保険税（過年度分）	42,646	保健事業	163,071
一般会計からの繰入金 （法定内の繰入金）等	952,029	その他	154,760
計	8,751,730	計	8,852,037
		不足額	100,307

2 保険税改定率の算出

国が国民健康保険税急増の激変緩和のために設けている特例基金が令和5年度を期限としていることから、国民健康保険の財政健全化計画において、一般会計からの赤字補填の繰入れを平成30年度からの6年で解消することとしています。

計画最終年度となる令和5年度において、解消すべき赤字補填の繰入額を解消するための保険税の改定率について算出しました。

① 令和5年度被保険者数を16,952人とします。
② 現在の保険税率等に基づく、現年分の保険税見込額は約18億1,706万1千円です。この金額を確保するために、収納率を考慮すると保険税必要額は約18億7,907万円となります。
③ ②の保険税額を①の被保険者数で除した一人当たり課税額(年額)は約110,846円となります。 【② / ① ÷ 110,846円】
④ 令和5年度の赤字補填の繰入額の解消額は約1億30万円となります。
⑤ 約1億30万円に、収納率96.7%を除した解消のための必要額は約1億373万円です。 【100,307,000円 / 0.967 ÷ 103,730,000円】
⑥ ⑤の保険税額を被保険者数16,952人で除したところ、一人当たりの負担額(年額)は約6,119円となります。この額が、1年分の赤字補填の繰入れを解消するための国民健康保険税の平均増加額となります。 【⑤ / 16,952人 ÷ 6,119円】
⑦ ⑥の額と、現在の保険税率に基づく一人当たり課税額(年額)110,846円から導いた一人当たり国民健康保険税の改定率は5.52%となります。 【(⑥ + 110,846円) / 110,846円 × 100 ÷ 105.52%】

3 法定課税限度額に合わせた課税限度額の引き上げ

課税限度額を引き上げるにより、高額所得者層からの保険税歳入が増加し、保険税率等が抑制され、主に中間所得者層の保険税負担が軽減されます。

当市の現在の課税限度額は102万円(医療分(基礎課税分)65万円・後期高齢者支援金分20万円・介護納付金分17万円)です。

国は、令和5年度からの法定課税限度額について、後期高齢者支援金分において2万円の引き上げを検討しております。これが制度化された場合は、同様の改定を行います。

≪国民健康保険税率等の改定の概要≫

(1) 国民健康保険税の税率等の改定内容

区 分		現行 (令和4年度)	改定 (令和5年度)	比較増減
基礎課税額	所得割	7.07/100	7.42/100	0.35/100
	被保険者均等割	35,400円	37,200円	1,800円
後期高齢者 支援金等 課税額	所得割	2.35/100	2.52/100	0.17/100
	被保険者均等割	11,500円	12,300円	800円
介護納付金 課税額	所得割	2.30/100	2.45/100	0.15/100
	被保険者均等割	13,600円	14,100円	500円
所得割計		11.72/100	12.39/100	0.67/100
被保険者均等割計		60,500円	63,600円	3,100円

※令和5年度税制改正の大綱に基づく関連法令の改正に合わせて、後期高齢者支援金等課税額の所得割を2.52/100から2.50/100に改定します。

(2) 課税限度額の改定内容 (令和5年度の法定課税限度額 (予定))

区 分	現 行	令和5年度の 法定課税限度額 (予定)	比較増減
基礎課税額	65万円	65万円	—
後期高齢者支援金等課税額	20万円	22万円	2万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	—
合 計	102万円	104万円	2万円

(3) 応能割合、応益割合

応能割合 (所得割)	62.6%
応益割合 (被保険者均等割)	37.4%

国民健康保険税の現行と改定の世帯別、総所得階層別の比較

1年解消(案)

その1(70歳単身世帯)

改定		減額割合 7割、5割、2割											※各課税額の合計については、100円未満を切り捨てています。	
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	改定(案)									合計(A)
金額の範囲	区分				基礎課税額 650,000			後期高齢者支援金等課税額 200,000			介護納付金課税額 170,000			
					所得割 7.42	均等割 37,200	計	所得割 2.52	均等割 12,300	計	所得割 2.45	均等割 14,100	計	
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	11,160	11,100	0	3,690	3,600				14,700
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	11,160	11,100	0	3,690	3,600				14,700
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		2,597	11,160	13,700	882	3,690	4,500				18,200
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		11,130	11,160	22,200	3,780	3,690	7,400				29,600
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	27,454	18,600	46,000	9,324	6,150	15,400				61,400
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		42,294	29,760	72,000	14,364	9,840	24,200				96,200
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	68,264	37,200	105,400	23,184	12,300	35,400				140,800
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		105,364	37,200	142,500	35,784	12,300	48,000				190,500
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		142,464	37,200	179,600	48,384	12,300	60,600				240,200
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,150	4,159,000		179,575	37,200	216,700	60,987	12,300	73,200				289,900
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,700	5,042,000		235,265	37,200	272,400	79,901	12,300	92,200				364,600
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,300	6,218,000		309,436	37,200	346,600	105,091	12,300	117,300				463,900
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,070	7,394,200		383,619	37,200	420,800	130,285	12,300	142,500				563,300
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,050	8,479,000		457,817	37,200	495,000	155,485	12,300	167,700				662,700
7,000,001円以上	⑮	7,100,700	9,006,000		494,965	37,200	532,100	168,101	12,300	180,400				712,500

※令和5年度税制改正の大綱に基づく関連法令の改正(課税限度額の引上げ)に合わせて、後期高齢者支援金等課税額の所得割を2.52%から2.50%に改定します。

現行		減額割合 7割、5割、2割												
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	現行									合計(A)
金額の範囲	区分				基礎課税額 650,000			後期高齢者支援金等課税額 200,000			介護納付金課税額 170,000			
					所得割 7.07	均等割 35,400	計	所得割 2.35	均等割 11,500	計	所得割 2.30	均等割 13,600	計	
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	10,620	10,600	0	3,450	3,400				14,000
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	10,620	10,600	0	3,450	3,400				14,000
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		2,474	10,620	13,000	822	3,450	4,200				17,200
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		10,605	10,620	21,200	3,525	3,450	6,900				28,100
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	26,159	17,700	43,800	8,695	5,750	14,400				58,200
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		40,299	28,320	68,600	13,395	9,200	22,500				91,100
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	65,044	35,400	100,400	21,620	11,500	33,100				133,500
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		100,394	35,400	135,700	33,370	11,500	44,800				180,500
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		135,744	35,400	171,100	45,120	11,500	56,600				227,700
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,150	4,159,000		171,104	35,400	206,500	56,873	11,500	68,300				274,800
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,700	5,042,000		224,168	35,400	259,500	74,511	11,500	86,000				345,500
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,300	6,218,000		294,840	35,400	330,200	98,002	11,500	109,500				439,700
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,070	7,394,200		365,523	35,400	400,900	121,496	11,500	132,900				533,800
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,050	8,479,000		436,222	35,400	471,600	144,996	11,500	156,400				628,000
7,000,001円以上	⑮	7,100,700	9,006,000		471,618	35,400	507,000	156,761	11,500	168,200				675,200

改定と現行の差額															
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	改定後差引額									合計(A)-(B)	
金額の範囲	区分				基礎課税額 0			後期高齢者支援金等課税額 0			介護納付金課税額 0				
					所得割 0.35	均等割 1,800	計	所得割 0.17	均等割 800	計	所得割 0.15	均等割 500	計		
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	540	500	0	240	200				700	5.0%
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	540	500	0	240	200				700	5.0%
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		123	540	700	60	240	300				1,000	5.8%
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		525	540	1,000	255	240	500				1,500	5.3%
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	1,295	900	2,200	629	400	1,000				3,200	5.5%
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		1,995	1,440	3,400	969	640	1,700				5,100	5.6%
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	3,220	1,800	5,000	1,564	800	2,300				7,300	5.5%
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		4,970	1,800	6,800	2,414	800	3,200				10,000	5.5%
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		6,720	1,800	8,500	3,264	800	4,000				12,500	5.5%
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,150	4,159,000		8,471	1,800	10,200	4,114	800	4,900				15,100	5.5%
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,700	5,042,000		11,097	1,800	12,900	5,390	800	6,200				19,100	5.5%
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,300	6,218,000		14,596	1,800	16,400	7,089	800	7,800				24,200	5.5%
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,070	7,394,200		18,096	1,800	19,900	8,789	800	9,600				29,500	5.5%
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,050	8,479,000		21,595	1,800	23,400	10,489	800	11,300				34,700	5.5%
7,000,001円以上	⑮	7,100,700	9,006,000		23,347	1,800	25,100	11,340	800	12,200				37,300	5.5%

その2(70歳夫婦世帯・妻収入無し)

1年解消(案)

改定		減額割合 7割、5割、2割											※各課税額の合計については、100円未満を切り捨てています。	
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	改定(案)									合計(A)
金額の範囲	区分				基礎課税額 650,000			後期高齢者支援金等課税額 200,000			介護納付金課税額 170,000			
					所得割 7.42	均等割 37,200	計	所得割 2.52	均等割 12,300	計	所得割 2.45	均等割 14,100	計	
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	22,320	22,300	0	7,380	7,300				29,600
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	22,320	22,300	0	7,380	7,300				29,600
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		2,597	22,320	24,900	882	7,380	8,200				33,100
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000	5割	11,130	22,320	33,400	3,780	7,380	11,100				44,500
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000		27,454	37,200	64,600	9,324	12,300	21,600				86,200
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		42,294	37,200	79,400	14,364	12,300	26,600				106,000
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	2割	68,264	59,520	127,700	23,184	19,680	42,800				170,500
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		105,364	74,400	179,700	35,784	24,600	60,300				240,000
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		142,464	74,400	216,800	48,384	24,600	72,900				289,700
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,150	4,159,000	減額なし	179,575	74,400	253,900	60,987	24,600	85,500				339,400
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,700	5,042,000		235,265	74,400	309,600	79,901	24,600	104,500				414,100
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,300	6,218,000		309,436	74,400	383,800	105,091	24,600	129,600				513,400
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,070	7,394,200		383,619	74,400	458,000	130,285	24,600	154,800				612,800
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,050	8,479,000		457,817	74,400	532,200	155,485	24,600	180,000				712,200
7,000,001円以上	⑮	7,100,700	9,006,000	494,965	74,400	569,300	168,101	24,600	192,700				762,000	

※令和5年度税制改正の大綱に基づく関連法令の改正(課税限度額の引上げ)に合わせて、後期高齢者支援金等課税額の所得割を2.52%から2.50%に改定します。

現行		減額割合 7割、5割、2割												
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	現行									合計(B)
金額の範囲	区分				基礎課税額 650,000			後期高齢者支援金等課税額 200,000			介護納付金課税額 170,000			
					所得割 7.07	均等割 35,400	計	所得割 2.35	均等割 11,500	計	所得割 2.30	均等割 13,600	計	
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	21,240	21,200	0	6,900	6,900				28,100
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	21,240	21,200	0	6,900	6,900				28,100
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		2,474	21,240	23,700	822	6,900	7,700				31,400
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000	5割	10,605	21,240	31,800	3,525	6,900	10,400				42,200
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000		26,159	35,400	61,500	8,695	11,500	20,100				81,600
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		40,299	35,400	75,600	13,395	11,500	24,800				100,400
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	2割	65,044	56,640	121,600	21,620	18,400	40,000				161,600
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		100,394	70,800	171,100	33,370	23,000	56,300				227,400
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		135,744	70,800	206,500	45,120	23,000	68,100				274,600
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,150	4,159,000	減額なし	171,104	70,800	241,900	56,873	23,000	79,800				321,700
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,700	5,042,000		224,168	70,800	294,900	74,511	23,000	97,500				392,400
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,300	6,218,000		294,840	70,800	365,600	98,002	23,000	121,000				486,600
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,070	7,394,200		365,523	70,800	436,300	121,496	23,000	144,400				580,700
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,050	8,479,000		436,222	70,800	507,000	144,996	23,000	167,900				674,900
7,000,001円以上	⑮	7,100,700	9,006,000	471,618	70,800	542,400	156,761	23,000	179,700				722,100	

改定と現行の差額		改定後差引額													
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	改定後差引額									合計(A)-(B)	
金額の範囲	区分				基礎課税額 0			後期高齢者支援金等課税額 0			介護納付金課税額 0				
					所得割 0.35	均等割 1,800	計	所得割 0.17	均等割 800	計	所得割 0.15	均等割 500	計		
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	1,080	1,100	0	480	400				1,500	5.3%
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	1,080	1,100	0	480	400				1,500	5.3%
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		123	1,080	1,200	60	480	500				1,700	5.4%
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000	5割	525	1,080	1,600	255	480	700				2,300	5.5%
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000		1,295	1,800	3,100	629	800	1,500				4,600	5.6%
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		1,995	1,800	3,800	969	800	1,800				5,600	5.6%
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	2割	3,220	2,880	6,100	1,564	1,280	2,800				8,900	5.5%
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		4,970	3,600	8,600	2,414	1,600	4,000				12,600	5.5%
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		6,720	3,600	10,300	3,264	1,600	4,800				15,100	5.5%
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,150	4,159,000	減額なし	8,471	3,600	12,000	4,114	1,600	5,700				17,700	5.5%
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,700	5,042,000		11,097	3,600	14,700	5,390	1,600	7,000				21,700	5.5%
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,300	6,218,000		14,596	3,600	18,200	7,089	1,600	8,600				26,800	5.5%
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,070	7,394,200		18,096	3,600	21,700	8,789	1,600	10,400				32,100	5.5%
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,050	8,479,000		21,595	3,600	25,200	10,489	1,600	12,100				37,300	5.5%
7,000,001円以上	⑮	7,100,700	9,006,000	23,347	3,600	26,900	11,340	1,600	13,000				39,900	5.5%	

その3(40歳夫婦・子ども2人(15歳・12歳)の4人世帯、夫給与収入のみ)

1年解消(案)

※各課税額の合計については、100円未満を切り捨てています。

改定		減額割合 7割、5割、2割											改定(案)	
総所得金額階層		算定総所得(円)	給与収入(円)	減額割合	基礎課税額 650,000			後期高齢者支援金等課税額 200,000			介護納付金課税額 170,000			合計(A)
金額の範囲	区分				所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	
所得無し	①	0	551,000円未満	7割	7.42	37,200	44,600	0	12,300	14,700	2.45	14,100	8,400	67,700
43万円以下	②	430,000	980,000	7割	0	44,640	44,600	0	14,760	14,700	0	8,460	8,400	67,700
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,015,000	5割	2,597	74,400	76,900	882	24,600	25,400	857	14,100	14,900	117,200
500,001円～60万円以下	④	600,000	1,150,000		12,614	74,400	87,000	4,284	24,600	28,800	4,165	14,100	18,200	134,000
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,350,000		27,454	74,400	101,800	9,324	24,600	33,900	9,065	14,100	23,100	158,800
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	1,550,000		42,294	74,400	116,600	14,364	24,600	38,900	13,965	14,100	28,000	183,500
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,800	2,044,000		68,323	74,400	142,700	23,204	24,600	47,800	22,559	14,100	36,600	227,100
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,852,000	2,760,000	2割	105,512	119,040	224,500	35,834	39,360	75,100	34,839	22,560	57,300	356,900
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,400	3,475,000		142,493	119,040	261,500	48,394	39,360	87,700	47,049	22,560	69,600	418,800
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,852,800	4,116,000	減額なし	179,771	148,800	328,500	61,054	49,200	110,200	59,358	28,200	87,500	526,200
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,601,600	5,052,000		235,332	148,800	384,100	79,924	49,200	129,100	77,704	28,200	105,900	619,100
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,000	6,303,000		309,414	148,800	458,200	105,084	49,200	154,200	102,165	28,200	130,300	742,700
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,500	7,445,000		383,651	148,800	532,400	130,296	49,200	179,400	126,677	28,200	154,800	866,600
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,000	8,550,000		457,814	148,800	606,600	155,484	49,200	200,000	151,165	28,200	170,000	976,600
7,000,001円以上	⑮	7,100,000	9,050,000		494,914	148,800	643,700	168,084	49,200	200,000	163,415	28,200	170,000	1,013,700

※令和5年度税制改正の大幅な引上げ(課税限度額の引上げ)に合わせて、後期高齢者支援金等課税額の所得割を2.52%から2.50%に改定します。

現行		減額割合 7割、5割、2割											現行	
総所得金額階層		算定総所得(円)	給与収入(円)	減額割合	基礎課税額 650,000			後期高齢者支援金等課税額 200,000			介護納付金課税額 170,000			合計(B)
金額の範囲	区分				所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	
所得無し	①	0	551,000円未満	7割	7.07	35,400	42,400	0	11,500	13,800	2.30	13,600	8,100	64,300
43万円以下	②	430,000	980,000	7割	0	42,480	42,400	0	13,800	13,800	0	8,160	8,100	64,300
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,015,000	5割	2,474	70,800	73,200	822	23,000	23,800	805	13,600	14,400	111,400
500,001円～60万円以下	④	600,000	1,150,000		12,019	70,800	82,800	3,995	23,000	26,900	3,910	13,600	17,500	127,200
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,350,000		26,159	70,800	96,900	8,695	23,000	31,600	8,510	13,600	22,100	150,600
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	1,550,000		40,299	70,800	111,000	13,395	23,000	36,300	13,110	13,600	26,700	174,000
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,800	2,044,000		65,100	70,800	135,900	21,638	23,000	44,600	21,178	13,600	34,700	215,200
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,852,000	2,760,000	2割	100,535	113,280	213,800	33,417	36,800	70,200	32,706	21,760	54,400	338,400
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,400	3,475,000		135,772	113,280	249,000	45,129	36,800	81,900	44,169	21,760	65,900	396,800
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,852,800	4,116,000	減額なし	171,291	141,600	312,800	56,935	46,000	102,900	55,724	27,200	82,900	498,600
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,601,600	5,052,000		224,232	141,600	365,800	74,532	46,000	120,500	72,946	27,200	100,100	586,400
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,000	6,303,000		294,819	141,600	436,400	97,995	46,000	143,900	95,910	27,200	123,100	703,400
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,500	7,445,000		365,554	141,600	507,100	121,506	46,000	167,500	118,921	27,200	146,100	820,700
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,000	8,550,000		436,219	141,600	577,800	144,995	46,000	190,900	141,910	27,200	169,100	937,800
7,000,001円以上	⑮	7,100,000	9,050,000		471,569	141,600	613,100	156,745	46,000	200,000	153,410	27,200	170,000	983,100

改定と現行の差額		改定後差引額											改定後差引額		
総所得金額階層		算定総所得(円)	給与収入(円)	減額割合	基礎課税額 0			後期高齢者支援金等課税額 0			介護納付金課税額 0			合計(A)-(B)	
金額の範囲	区分				所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計		
所得無し	①	0	551,000円未満	7割	0.35	1,800	2,200	0	800	900	0.15	500	300	3,400	5.3%
43万円以下	②	430,000	980,000	7割	0	2,160	2,200	0	960	900	0	300	300	3,400	5.3%
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,015,000	5割	123	3,600	3,700	60	1,600	1,600	52	500	500	5,800	5.2%
500,001円～60万円以下	④	600,000	1,150,000		595	3,600	4,200	289	1,600	1,900	255	500	700	6,800	5.3%
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,350,000		1,295	3,600	4,900	629	1,600	2,300	555	500	1,000	8,200	5.4%
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	1,550,000		1,995	3,600	5,600	969	1,600	2,600	855	500	1,300	9,500	5.5%
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,800	2,044,000		3,223	3,600	6,800	1,566	1,600	3,200	1,381	500	1,900	11,900	5.5%
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,852,000	2,760,000	2割	4,977	5,760	10,700	2,417	2,560	4,900	2,133	800	2,900	18,500	5.5%
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,400	3,475,000		6,721	5,760	12,500	3,265	2,560	5,800	2,880	800	3,700	22,000	5.5%
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,852,800	4,116,000	減額なし	8,480	7,200	15,700	4,119	3,200	7,300	3,634	1,000	4,600	27,600	5.5%
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,601,600	5,052,000		11,100	7,200	18,300	5,392	3,200	8,600	4,758	1,000	5,800	32,700	5.6%
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,000	6,303,000		14,595	7,200	21,800	7,089	3,200	10,300	6,255	1,000	7,200	39,300	5.6%
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,500	7,445,000		18,097	7,200	25,300	8,790	3,200	11,900	7,756	1,000	8,700	45,900	5.6%
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,000	8,550,000		21,595	7,200	28,800	10,489	3,200	9,100	9,255	1,000	900	38,800	4.1%
7,000,001円以上	⑮	7,100,000	9,050,000		23,345	7,200	30,600	11,339	3,200	0	10,005	1,000	0	30,600	3.1%